

役員選任規程

制定 2016年 3月23日

改定 2017年11月30日

改定 2018年 5月23日

改定 2019年 3月27日

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県スキー連盟（以下 SAK という）役員の選任に関する事項は、法令または SAK 定款について定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（理事候補者の資格）

第2条 SAK 役員の候補者は公正、公平をもって、真に SAK の運営、発展に尽力する意志を持つ者で、かつ、次の各号に該当する者とする。

- （1） 組織規程第2条の所属団体（以下 所属団体 という）に5年以上に亘り所属していること。
- （2） 組織規程第2条の加盟団体（以下 加盟団体 という）の役員を経験していること。
- （3） 年齢20才以上75才未満であること、かつ、運営に資する能力（見識、技能、経験等）を有し、運営に支障を来さない健康状態であると認められること。
- （4） 現在、就任中の役員にあっては同一役職の限度を4期（8年）とし、それを超えていないこと。ただし、同一役職とは会長、副会長、専務理事、総括常務、常務理事（本部長）、理事、監事を単位とする。
- （5） 継続して5年以上 SAJ 会員（以下 会員 という）であること。
- （6） 理事会が認めた者については、役員選任規程第2条（1）～（5）に該当しなくても候補者となることができる。ただし、役員選任規程第2条（4）については、6期（12年）までとする。

（理事候補者の推薦）

第3条 理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で、評議員会に推薦するものとする。

- （1） 各ブロックより理事1名、計5名
- （2） 全県から役職理事、8名以内
- （3） 理事会推薦理事（学識経験者を含む）、7名以内

（規程の改廃）

第4条 この規程の改廃は理事会の決議による。